

広島県告示第九百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年十月一日までの間、縦覧に供する。

令和八年九月十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀矢野線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
三次市甲奴町小童字広之谷二一四九七番三 地 先から 三次市甲奴町小童字広之谷二一四九二番地 先 まで	旧	三・二五〇 ・四七	四四・〇〇		
	新	三・三一〇 二・一九	四四・〇〇	拡張	